

- 熊本県立大学授業料債権管理システム開発業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成18年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県立大学授業料債権管理システム開発業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
 - 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成12年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5の(3)アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成17年7月15日（金）から平成17年8月2日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
4に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
 - 4 契約条項を示す場所
熊本県総務部私学文書課大学班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3223
 - 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成17年7月15日（金）から平成17年8月2日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成17年8月11日（木）午後2時から
 - イ 場所
熊本県庁行政棟本館1階101会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年8月10日（水）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額

を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of Services Required:
Development of Kumamoto Prefectural University's Student Loan Management System
- (2) Time Limit for Submission of Bids by Registered Mail:
17:00, August 10, 2005
- (3) Time and Place of Bidding
Time: 14:00, August 11, 2005
Place: Bidding Room, 1st Basement, Main Building,
Kumamoto Prefectural Office
- (4) Contact Point of Notice: Private Schools and Official Document Division,
General Affairs Department, Kumamoto Prefectural Government,

6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto prefecture, 862-8570 Japan
TEL 096-383-1111(ext.3223)

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第11号

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月15日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

熊本県公安委員会公印規則（平成13年熊本県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規格及び備え付ける所属」を「ひな型、寸法及び使用区分」に改める。

第3条を次のように改める。

（公印の管理責任者等）

第3条 公印を管理する所属に、管理責任者及び保管責任者を置く。

2 管理責任者は、公印を管理する所属の長とし、公印の管理の責めに任ずるものとする。

3 保管責任者は、公印を管理する所属の次席、副隊長、副校長又は副署長とし、管理責任者の命を受け、公印の保管、使用その他の公印に係る事務を処理するものとする。

4 保管責任者が不在のときは、管理責任者があらかじめ指名した職員がその任務を行う。

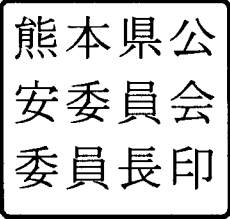
第4条第1項中「者」を「所属の長」に改める。

第5条中「印影、種類その他の」を削る。

第6条第2項中「公印を管理する者」を「保管責任者」に改める。

別表を次のように改める。

別表

種 類	ひな型	寸法（ミリメートル）		使用区分
		縦	横	
熊本県公安委員会委員長印		25	25	一般の公文書用

熊本県公安委員
会印

熊 本 県
公 安 委
員 会 印

30

30

一般の公文書用

員 公 熊
会 安 本
印 委 県

30

30

一般の公文書用

熊 本 県
公 安 委 員
会 之 印

26

26

運転免許事務用

熊 本 県
公 安 委
員 会 印

22

22

違法駐車対策関係事務用

熊 本 県
公 安 委
員 会 印

10

10

警備員等の検定合格証、
少年指導委員証、風俗営業
管理者証、地域交通安全活
動推進委員証及び各種立入
検査の身分証明書用

熊 本 県
公 安 委 員 会

8

22

生活安全関係事務用

熊 本 県
公 安 委 員
会 之 印

4.5

4.5

運転免許証及び運転経歴
証明書用

熊 本 公 委

4

15

運転免許事務用

		直径 28		国際運転免許証用
		直径 20		国際運転免許証用
	 (押出しスタンプ)	22	28	合格証、身分証明書、国際運転免許証等にはり付ける写真との契印用

別記様式第1号中「申請者名」を「(所属の長)」に、「規格」を「寸法」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号

公 印 保 管 台 帳

印 影	保管責任者	使用開始年月日	備 考

--	--	--	--

備考 備考欄には、登録年月日、廃止年月日等を記載すること。

附 則
この規則は、平成17年8月1日から施行する。

熊警察公告第905号

平成17年度熊本県警察臨時職員選考採用試験（後期）を次のとおり実施する。
平成17年7月15日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

1 採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員 18人程度（警察本部10人程度、免許センター8人程度）
(2) 職務内容 警察本部又は免許センターに勤務し、職員の補助的事務に従事します。

2 勤務条件

- (1) 賃金
日額 5,650 円
賃金以外の手当は支給されません。
(2) 勤務時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(3) 任用期間
平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 6 か月間

3 受験資格

昭和 14 年 10 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた方（学歴、性別不問）
ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 県の機関（熊本県、警察本部、教育庁等）又は同一勤務公署内の外郭団体において、臨時職員として勤務した方は、前回の任用満了日から、今回の任用開始日（平成 17 年 10 月 1 日）までに、次の期間を経過しない場合は、受験できません。

- ・ 任用期間が 1 月以内の方は、2 週間